平成２８年（フ）第２３１２号
大阪市中央区日本橋２丁目15番29号ますみ荘204号
債務者　中尾　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０号
岡山市南区福島１丁目１番３号リバーサイド福島Ａ棟102号
債務者　塩見　慧太
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１号
岡山市北区奉還町４丁目４番16号黒住ビル502、旧住所岡山市北区三門中町３番１号フジイザ５　205号室
債務者　藤田　正和
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
長崎県雲仙市国見町神代丙344番地　ノイコシハイツＣ－２
債務者　黒木　純子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第５７２号
東京都東村山市美住町１丁目４番地15美住町１丁目第３アパート４－308
債務者　遠藤さゆり
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８号
沖縄県沖縄市嘉間良３丁目３番16号
債務者　安谷屋江梨花
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５５９号
東京都八王子市長沼町1247番地都営長沼町第２アパート１号棟203号
債務者　渡辺美穂子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
熊本県八代市竹原町1517番地３（102）、前住所熊本県八代市妙見町2090番地１（103）
債務者　河田　正和
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後１時20分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３１４号
静岡市清水区袖師町436番地の７
債務者　望月　啓子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８１号
静岡県藤枝市下藪田400番地の１
債務者　登内由紀子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８７号
東京都清瀬市中里５丁目582番地３ホワイトヴィラ中里301号
債務者　河野　　稔
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８４号
東京都小平市小川西町２丁目２番１－508号
債務者　森　ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９１号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の31桜が丘団地12－610号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２０号
静岡市駿河区稲川３丁目６番７号
債務者　石野　有美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４号
栃木県足利市小俣南町19番地３
債務者　福田　貴章
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部